

盛土規制法の運用がまもなく始まります

都市計画課

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した盛土崩落による土石流災害や危険盛土等への法規制が十分でないこと等を踏まえ、土地の用途（宅地、農地及び森林）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が令和5年5月26日に施行されました。

岩手県では、令和7年5月23日から盛土規制法の運用開始を予定しています。

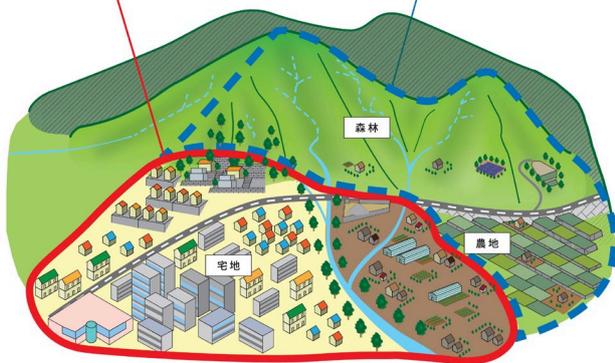
1 規制区域の概要

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているもの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



盛土規制法では、盛土等に伴う災害から人命を守るため、危険な盛土等を規制する下記の2つの区域を指定することができます。

(1) 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

(2) 特定盛土等規制区域

市街地や集落などからは離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等

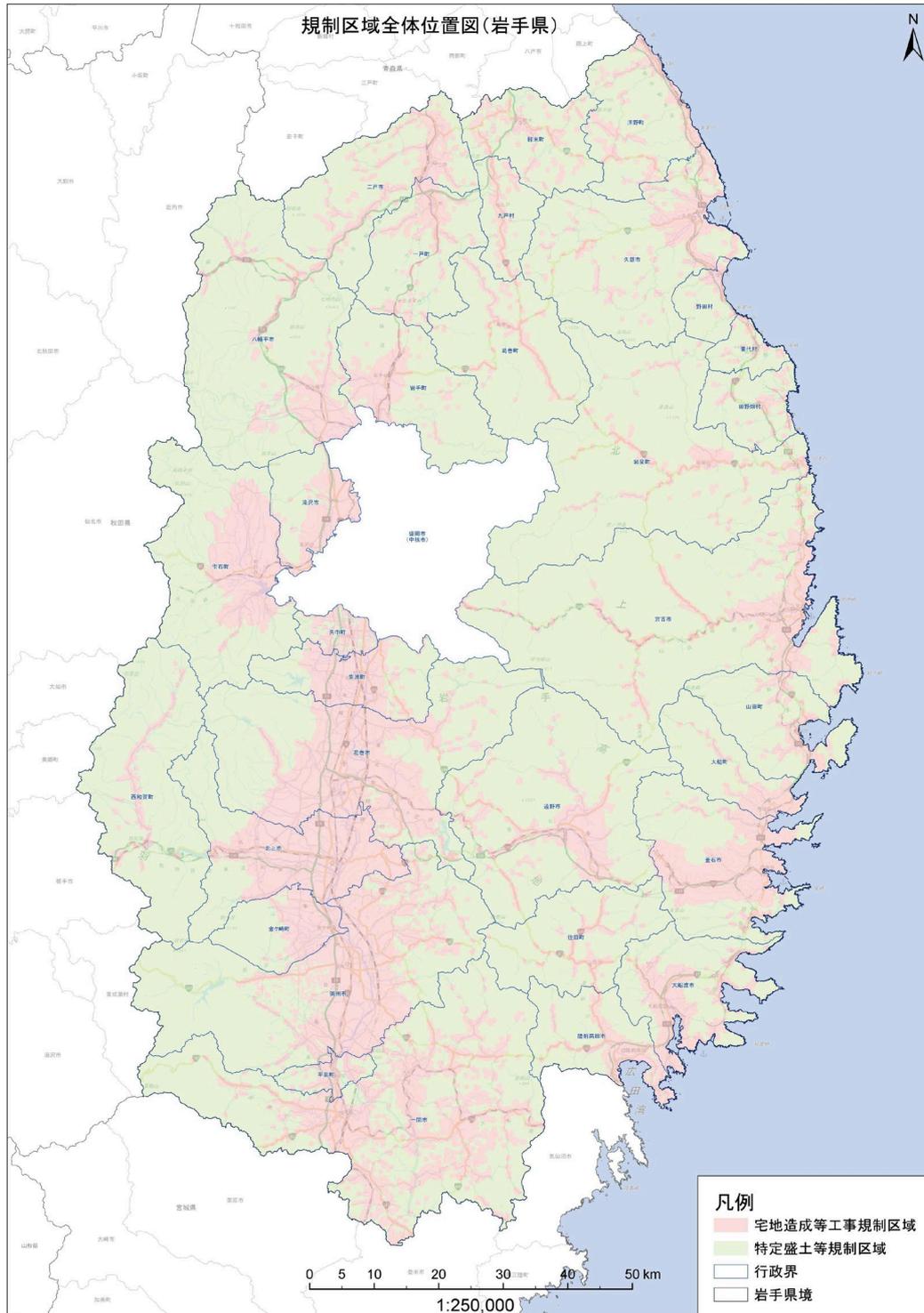
2 許可や届出が必要となる盛土等の規模

規制区域内で行われる盛土等は都道府県知事等の許可又は届出が必要となります。

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同左	許可対象すべて
	一時的な土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	一時的な土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象すべて

3 規制区域（案）

岩手県では県内全域（中核市である盛岡市を除く）を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域のいずれかの規制区域に指定します。



市町村ごとの規制区域（案）は、上記QRコード内からご覧ください。▲

4 事業者等説明会について

事業者等を対象とした申請手続き等に関する説明会を行います。参加を希望される方は直接会場へお越しください。なお、審査基準（未定稿）については岩手県ホームページで公表中です。

日時：令和7年4月18日（水）14時30分～16時30分
 会場：いわて県民情報交流センター（アイーナ）会議室804
 定員：300名程度 ※事前の参加申込み等は必要ございません。

